

平成30年度松本市・山形村・朝日村中学校組合
第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

平成30年6月1日（金）

午後4時00分から

松本市役所大手事務所教育委員室

議事日程

第1 開会

第2 教育長挨拶

第3 職員紹介

第4 付議案件

議案第1号 訴えの提起について

議案第2号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

報告第1号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について

報告第2号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案について

報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立鉢盛中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の全部改正について

報告第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員自家用車の公務使用に関する規程の制定について

報告第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校職員服務規程の全部改正について

報告第6号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正について

報告第7号 いじめの現状と対応について

報告第8号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

報告第9号 不登校の現状と対応について

第5 その他

第6 閉 会

出席者

教育委員

教 育 長	赤 羽 郁 夫 君	教 育 長	根 橋 範 男 君
職 務 代 理 者		職 務 代 理 者	
教 育 委 員	二 茅 芳 郎 君	教 育 委 員	平 林 昌 廣 君
教 育 委 員	大 森 志 保 君		

事務局職員

中 学 校 長	藤 田 克 彦 君	事 務 局 長	矢 久 保 学 君
事 務 局 次 長	小 林 伸 一 君	事 務 局 次 長	麻 田 仁 郎 君
事 務 局 次 長	横 田 則 雄 君	指 導 主 事	濱 中 浩 君
事 務 局	金 井 稔 君	事 務 局	堀 敬 子 君
次 長 補 佐		次 長 補 佐	
事 務 局	田 中 智 絵 子 君	事 務 局	丸 山 丈 晴 君
次 長 補 佐		次 長 補 佐	
事 務 局	小 岩 井 宏 君	事 務 局	熊 井 理 英 君
次 長 補 佐		次 長 補 佐	
事 務 局	河 村 知 佳 君	主 事	深 澤 亮 平 君
次 長 補 佐			
山 形 村	上 條 憲 治 君	朝 日 村	清 沢 光 寿 君
教 育 委 員 会		教 育 委 員 会	

◎開 会

○教育長（赤羽郁夫君） ただいまから、平成30年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回定例教育委員会を開催いたします。

◎教育長挨拶

○教育長（赤羽郁夫君） 昨日雨が上がりまして、今朝はひんやりと寒いくらいでした。午前中、移動校長会の開催があったため、私は今井小学校へ行ってまいりました。着いてから少し時間がたったものですから、校門の南側にあった上条蠲司の大きな記念碑を見ていました。そして、何とそれを書いているのが浅井 洸なんですね。浅井 洸の字で物すごく大きく書かれていると。そして、その後校長室へ入ったところ、校長室には明治の初期からの校長先生の名札が並んでおりまして、その中にやはり上条蠲司の名前がありました。ですので、今井小学校がいかに伝統のある古い学校だということがわかったわけですが、同様に朝日も山形もちょうど同じような歴史を重ねて今があるのか、まさに地域の方々とともに歩んできた学校であるということを感じました。そのような3市村が集まって鉢盛中学校が運営されているわけです。本年度も鉢盛中学校の教育活動が本当に充実したものになりますよう、3市村で心を寄せて取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎職員紹介

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、本年度第1回でありますので、事務局員自己紹介をお願いしたいと思います。まず、校長先生が変わりましたので、校長先生から、あと事務局ということで続いてお願いをいたします。

○中学校長（藤田克彦君） こんにちは。この4月より鉢盛中学校でお世話になっております藤田克彦と申します。いろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局次長（横田則雄君） こんにちは。事務局の次長を仰せつかっております、松本市では学校指導課におります横田則雄と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局長（矢久保 学君） こんにちは。事務局長、松本市教育部長の矢久保 学です。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（麻田仁郎君） 改めまして、こんにちは。事務局次長を仰せつかっております松本市学校教育課長の麻田仁郎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（小林伸一君） 同じく事務局次長を仰せつかっております松本市教育政策課長の小林伸一でございます。よろしくお願いいたします。

○朝日村教育委員会（清沢光寿君） 朝日村教育委員会の清沢と申します。よろしくお願いいたします。

○山形村教育委員会（上條憲治君） 山形村教育委員会の上條と申します。よろしくお願いいたします。

- 指導主事（濱中 浩君） 指導主事を仰せつかっております松本市教育委員会の濱中浩と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（田中智絵子君） 次長補佐を仰せつかっております学校教育課の田中と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（丸山丈晴君） こんにちは。次長補佐、学校教育課の課長補佐の丸山丈晴と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（小岩井 宏君） こんにちは。次長補佐を仰せつかっております小岩井宏と申します。学校教育課に所属しております。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（熊井理英君） 次長補佐を仰せつかっております学校教育課の熊井と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（河村知佳君） 次長補佐を仰せつかっております学校指導課の河村知佳と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（堀 敬子君） 同じく次長補佐を仰せつかっております教育政策課の堀敬子と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（金井 稔君） 同じく次長補佐を仰せつかっております松本市教育政策課の金井 稔と申します。よろしくお願いいたします。
- 主事（深澤亮平君） 主事を仰せつかっております松本市学校教育課の深澤亮平と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育長（赤羽郁夫君） 以上、事務局でまた一緒にやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（赤羽郁夫君） では、本日の会議録署名委員は根橋委員と大森委員ですので、よろしくお願いいたします。

◎資料の確認

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、議事に入る前に、資料の確認について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局次長補佐（金井 稔君） 教育政策課の金井ですが、よろしくお願いいたします。

本日の資料ですけれども、事前に机に置かせていただいております。事前に送付させていただきました資料のほかに、本日追加案件といたしまして1件、議案第2号になりますが、県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについてがありますので、よろしくお願いいたします。

また、案件が追加になったことに伴いまして、会議次第書も事前にお送りさせていただいておりましたが、差しかえになります。また、資料の目次もこれに伴いまして差しかえとな

ります。また、5 ページ、6 ページの部分になりますが、こちらも差しかえとなりますので、お願いします。

さらに、もう一件、報告第3号に係る資料といたしまして、17 ページ、18 ページに該当する部分が差しかえとなりますので、あわせてお願いをしたいと思います。

資料の確認については以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（赤羽郁夫君） よろしいでしょうか。差しかえが幾つかありますけれども、よろしくをお願いいたします。

◎議事進行

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、本日はただいま説明がありましたように、追加の議案も含めまして、議案が2件、報告が9件、計11件であります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

◎議案第1号 訴えの提起について

○教育長（赤羽郁夫君） 初めに、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

それでは、事務局で説明をお願いします。

着座のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○事務局次長（麻田仁郎君） それでは、目次の次のページになりますが、議案第1号 訴えの提起についてをお願いをするものでございます。

これにつきましては、かねてから課題とさせていただいております鉢盛中学校の駐車場内にごございます所有権移転登記が完了していない土地に関しまして、弁護士におきまして相続人の確定が終了したために、その所有権移転登記を行うために次のとおり訴えの提起をするというものでございます。

これにつきましては、地方自治法の第96条第1項第12号の普通地方公共団体がその当事者である訴えの提起につきまして議会の議決の案件となるものでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

内容を申し上げます。事件名は所有権移転登記手続請求事件ということでございます。

相手方につきましては、朝日村大字古見3515番1の土地の登記名義人亡中村房吉の相続人22名ということでございます。

請求の趣旨でございますが、中学校組合立の鉢盛中学校の駐車場敷地内にごございます本件土地につきまして、相手方に対して時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め、訴えの提起をするというものでございます。

この案件の取り扱いにつきましては、4に掲げてある2点ですが、まず1点目、訴訟において上記請求が認容されないときは上訴するというものでございます。また、2点目は、相手方全員から所有権移転登記手続をする旨の申し入れがあり、かつ履行された場合にあって

は、この訴えを取り下げるというものでございます。

これを7月臨時会で議案として出ささせていただいて、議決になった際には、順調に進めば、次のような日程で進めさせていただく予定であります。

まず、7月3日が組合の7月臨時会になります。それで議決になりましたら、7月中は再度相続人の再調査、相続人の確定から現在までにまた相続人が変わったような場合がございますので、それが変わっていないことを再調査した後、相続人全員に対して訴状が送られる前の事前通告をさせていただきます。また、平成28年度から直系の相続5名の方については承諾をいただいておりますので、お伺いをして、こういう形で所有権移転をするために訴えをさせていただきますと誤解のないように了解を得るということでございます。

それが終わり、8月になりましたら訴訟の提起ということになります。訴訟の提起をした後、相続人に通知が行くものですから、裁判所へ異議申し立て期間をある一定期間設けることになっております。おおむね9月から10月にこういった期間を設けまして、先ほど申し上げましたように、異議の申し立てがなければそこで結審ということになります。その後に、所有権移転登記の手続に入るということでございます。年末までには登記を完了できるよう、以上の予定で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、ただいま説明がありました訴えの提起について、ご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 22名から同意を得るということは大変難しいということで、このような方法に変えて、順調にいけば年内には登記を完了するという見通しであります。

それでは、特にご発言、ご異議がございませんので、この件については了承できるものとして集約をしたいと思います。ありがとうございました。

◎議案第2号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会
相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続きまして、議案第2号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局次長（横田則雄君） それでは、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまお話にありましたように、県の教育委員会と組合の教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについてですが、資料は追加で本日配付させていただいているものでございます。お手元にご覧いただければと思います。

趣旨でございますが、県の教育委員会と組合教育委員会が教職員の任免その他の進退等に対して了解事項を取り交わすことについてご協議いただくものでございます。

2番といたしまして、連絡調整にかかわる了解事項及び覚書でございます。（１）了解事項は、おめくりいただいて別紙１、さらにおめくりいただいて、その裏面から次のページにかけて別紙２の覚書ということになっております。また後ほど触れたいと思います。

実施期間は、議決後から平成３１年５月３１日までの間ということでございます。

根拠の法令につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということでございまして、第３８条と第３９条でございます。これにつきましては、おめくりいただいてその裏面に３８条、３９条ということでお示しをしております。

それでは、別紙１、その了解事項の概略についてご説明をいたします。

教職員の任免その他の進退についてということで、（１）は校長、（２）は副校長、（３）は教頭、それから（４）は教職員という形で示されているものでございます。校長の任免その他の進退については、全県的な立場に立って、県の教育委員会と市町村教育委員会との連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとするということになっております。副校長の任免については、やはり県と市町村が十分連絡の上という形で示されておるものでございます。教頭についても以下同様の文言になっております。教職員、これは校長を除くということですが、任免その他の進退については校長の意見を尊重するという項目が示されております。また、（５）の教員の新規採用については、県の教育長が採用候補者として推薦する者を内申するということを示されております。

2番は、平成３１年度の教職員の人事異動の基本方針について、そこにお示しのとおりでございます。

また、3番では、1及び2の取り扱いについては別紙覚書によって適正に行うというふうに示されておりました、めくっていただいて裏面が覚書ということでお示しをしております。人事については、（１）で校長、（２）で副校長、（３）で教頭、（４）で教員について、（５）で新規の採用について示されているものでございます。校長については、（１）のアでお示しをしておりますように、県の教育委員会は、市町村教育委員会と連携の上、異動原案を作成するということになっております。副校長については、（２）のア、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し原案を作成するとなっております。教頭についても同じように、校長の意見を尊重し異動原案をということで示されております。（４）教員についての人事については、校長に立案させることが望ましいということで、アでお示ししているところでございます。また、新規の採用については、先ほども同じ説明がありましたが、県教育長が選考した適任者を内申するということになっております。

また、右のページにいただいて、３１年度の人事異動については２ページの（３）でお示しをしておりますが、２月中旬を目途として異動原案の作成を完了、最終決定は４で示されています３月中旬ということでございます。

このような了解事項をそれぞれの市町村の教育委員会、組合の教育委員会と県が取り交わしをし、円滑な運営を図ってまいりたいということでございます。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 毎年このような繰り返し覚書を取り交わして事務事項を推進していくということになりますが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、発言がないようですので、議案第2号につきましては了承をいただくということで集約をしたいと思います。

◎報告第1号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、議案の2つは終わりにしまして、続いて報告事項に移ります。

報告第1号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局次長（小林伸一君） それでは、資料の3ページをご覧ください。

着座のまま説明させていただきますので、お願いします。

1の趣旨のとおり、平成30年7月3日開催予定の平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について報告するものでございます。

当日差しかえとなっております資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

臨時会は7月3日火曜日午後3時30分に開会し、議席の指定、会期の決定の後、日程第3にお示しのとおり、議案2件につきまして議決をするものでございます。

6ページをご覧ください。臨時会当日の全体の日程をお示ししてございます。

まず、午後2時30分から管理者会を開催し、内容欄にお示しの事項について協議をいたします。

次に、本会議では午後3時30分から議員協議会を開催し、お示しの4点について協議を行い、引き続き本会議を開き、先ほど説明いたしました日程で会議を進めます。

本会議終了後、休憩をとり、再び議員協議会を開催し、お示しの8件についてご報告をし、閉会となります。

以上、会期1日で開催するというものでございます。

説明は以上です。

○教育長（赤羽郁夫君） ただいま説明がありました。第1回臨時会の日程についてということではありますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） では、特にご発言がないようでありますので、報告を受けたことと集約をいたします。ありがとうございました。

◎報告第2号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時
会提出予定議案について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続きまして報告第2号 平成30年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局次長（小林伸一君） それでは、報告第2号 平成30年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案についてご説明いたします。

提出予定議案は、7ページにお示しのとおり、議案第1号として教育長の任命について、それから議案第2号として訴えの提起についての2件でございます。

まず、議案第1号 教育長の任命についてですが、おめくりいただきまして11ページをご覧くださいと思います。

現在、赤羽郁夫教育長の任期でございますが、平成30年7月7日をもって任期満了となるということでございますので、引き続き赤羽教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を得るため、7月3日開催の臨時議会に上程するというものでございます。

なお、申し合わせにより、当組合の教育長は管理市であります松本市の教育長がつくことになっており、任期は7月8日から3年間ということになります。経歴等につきましては、次ページにお示ししてございますので、ご覧くださいと思います。

それから、議案第2号の訴えの提起についてですが、13ページにございますが、こちらについては先ほど麻田事務局次長から説明があった内容ですので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、予定議案について今説明をいただきました。

これについて、質疑、ご意見等ございますでしょうか。これについてもよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、特にご異議がないようでありますので、報告を受けたことと集約をいたします。

◎報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立鉢盛中学校職員自家用車
の公務使用取扱要綱の全部改正について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続きまして、報告第3号 松本市・山形村・朝日村中学

校組合立鉢盛中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の全部改正についてを議題といたします。

続いて、小林次長、お願いします。

○事務局次長（小林伸一君） お願いいたします。

資料15ページをお願いいたします。

松本市・山形村・朝日村中学校組合立鉢盛中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の全部改正についてご報告をするものでございます。

この要綱は、先生方が遠足等の下見で自家用車を使用するなどの場合の取扱要綱でございまして、主な改正の内容でございしますが、2の制定内容にありますように、1つは公務に使用する自家用車の拡大ということ、それから2つ目は準用基準を設けて管理市に合わせるといふことにするというものでございます。

詳細につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、本日差しかえとなっております資料の18ページをご覧いただきたいと思います。資料2というところです。

表の左の列が現行、それから右が改正後の案でございます。

まず、第1条でございますが、下線部分が変更の部分ということで、2行目の対象職員の根拠法が地方公務員法から市町村立学校職員給与負担法へと変更となっております。これまで県費の教職員、それから組合の職員全てをこの要綱1つで取り扱ってきておりました。今回は、管理市の要綱に合わせるといふ形で、県費の職員はこの要綱で、その他の職員につきましては、この後報告第4号で出てまいります。こちらの規定で定めるようにするというところでございます。

それから、次に第1条の6行目にありますが、割賦販売等に係る取引により購入ということで、この部分が拡大の部分でございます。いわゆるリースによる自動車の購入を認めるというふうにするというものでございます。

次に、第2条でございますが、現行の第2条以下の部分を松本市の要綱を準用するというふうに改めるというものでございます。

それから、この要綱の施行期日は公布の日からとするということでございます。

それから、資料3の19ページから22ページにつきましては松本市の要綱でありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） いわゆる自家用車の所有形態が広がったので、それに合わせて変えろと、そういうことですね。

では、ただいまの報告第3号の説明いただきましたが、質問、ご意見等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 特にご発言がないようでありますので、報告を受けたことと集約を

させていただきます。

◎報告第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員自家用車の公務使用に関する規程の制定について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続いて、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員自家用車の公務使用に関する規程について。

引き続いて、小林次長、お願いします。

○事務局次長（小林伸一君） 資料25ページになります。

趣旨でございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員自家用車の公務使用に関する規定を制定することについて報告をするものでございます。

この規程は、先ほども説明しましたとおり、組合職員が自家用車を公務使用する場合の必要事項を定めたものでございます。そして、組合費の職員を対象にした規程ということでございます。これまで要綱1つで定めていたものを松本市の規程に合わせて新たに定めるといったものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

それから、27ページは今回制定する規程、それから28ページから32ページにつきましては松本市の規程ということでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） これも管理市に準じて制定すると、準用するというところで改めるというものであります。

これについてはよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 特にご発言がないようですので、これについても報告を受けたこととしたいと思います。

◎報告第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校職員服務規程の全部改正について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続いて、報告第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校職員服務規程の全部改正についてを議題といたします。

横田次長、説明をお願いします。

○事務局次長（横田則雄君） よろしく願いいたします。

県の教育委員会による市立小・中学校服務規程準則に基づき、管理市松本市の服務規程が変わりました。それに準じて組合立の中学校の服務規程を全部改正するというものでございます。

第2条を準用規程としておりまして、おめくりいただいて35ページの組合立中学校服務

規程の第1章第2条準用規程がございますので、松本市の例によるという形で全部改正をするものでございます。

36ページから服務規程をお示ししてございます。どこが変わったのかというところですが、お手元の資料の39ページの第3節、勤務時間等のところでございます。「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」という、第18条2からお示しがあるところですが、ここが追加というふうになりまして、第4節の直前までが一気に追加というふうになってございます。

また、さらに第5節、41ページの休暇等でございますが、介護時間の追加、それから自己啓発休業の追加、自己啓発休業については42ページの一番下から3行目のところに自己啓発休業がございますが、その追加がございます。

それから、43ページにまいりまして、上から4行目、配偶者同行休業、こども追加になっております。

また、その次の育児休業等の27条の2が、また追加になっております。これに伴いまして、さらに各様式の改正及び追加等がございましたので、管理市に準じて組合もそのところを変えてございます。特に新旧対照表はつけてございませんが、今ご説明した、勤務時間や休暇等にかかわるところが変更になっておりますので、追加というところで全部改定をしたものでございます。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、服務規程の今改正点を説明していただきましたが、何かご意見、ご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） では、特にご発言がないようでありますので、報告を受けたこととして集約をいたします。

◎報告第6号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部
改正について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続きまして、報告第6号 松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正についてを議題といたします。

それでは、麻田次長、お願いします。

○事務局次長（麻田仁郎君） よろしくお願いいたします。

49ページになります。

松本市・山形村・朝日村中学校組合教職員住宅管理規則の一部改正についてということでございます。

改正の理由でございますが、2の（1）にございますが、現在の規定ではこの教職員住宅につきましては教職員のみが居住できる規定となっております。平成28年度以降入居者が

いないわけですが、こういった現状の貸付け状況を鑑みて、必要に応じた貸付けを可能とするために改正を行うというものでございます。

2 番目として改正の内容でございますが、アにございますように、教職員住宅の被貸与者の範囲に管理者が必要と認めるときは教職員以外の者に対して貸付けをすることができる旨の規定を追加するというものでございます。あくまでも管理上支障がない範囲でということでございます。この規定の内容については、基本的には管理市の規則に準じたような形で改正をしたいということでございます。

それと同時に、イで住宅の借受け申請書の提出に際しては学校長の意見を添えるということになっておりますが、この部分については簡略化し、併記で削除したいということでございます。

次ページをご覧ください。

5 1 ページになりますが、改正後の本文です。本文の 3 行目ですが、第 4 条に次のただし書きを加えるということでございます。「ただし、管理者は、特に必要と認めたときは、教職員以外の者に対して管理上支障がない範囲で住宅の貸付をすることができる。この場合においては、第 2 条から第 3 条、第 5 条から第 1 9 条及び第 2 1 条の規定を準用する。」ということ、それと先ほどの第 5 条中「に学校長の意見を添えて、」を「を」に改めるということでございます。

この 4 条のただし書きに加えます「管理者は、特に必要と認めたときは」ということでございます。この特に必要と認めたときの考え方ですけれども、一般のアパートのように不特定多数の者を対象とするものではなくて、あくまでも公共性や公益性を踏まえた必要性の見地から個別に判断をしていくものというふうに考えております。管理市も同じ規定になっているわけですが、市の事業として貸付けを実際に行っているのは、文化財の発掘や、地域づくりのインターンシップ等の事業における職員の使用、それから福島からの留学に係る事業の用途として認めております。また、信州大学の短期の留学制度、こういったところの用途として認めている事例がございます。従って、先ほど申し上げましたように、公共性や公益性を踏まえて一定の範囲内の中で認めていきたいという考え方でございます。

それから、その後の管理上支障がない範囲でということですが、あくまでも教職員の需要にこたえるということを第一義としているわけでございます。その上でそれに支障がない範囲で認めていくという考え方でございます。

次の 5 2 ページ、5 3 ページにつきましては、改めました管理規則を掲載してございます。

そして、5 5 ページでございますけれども、そこに別表ということでお示ししてございます。現在組合で管理しております教員住宅は、1 号から 5 号まででございます。1 号が、これは校長の住宅でございます。これにつきましては、実質貸付けができるような状況ではございません。2 号から 5 号までが今回の具体的にそういう事案が出てくれば貸付けの対象としていきたいというところでございます。そのうちの 3 号、4 号については延べ面積が少し

広くなっておりまして妻帯者用、2号、5号が単身者用というような形でございます。

56ページにつきましては、新旧対照表として掲載してございます。

説明は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第6号について質問等ありますでしょうか。

あくまで鉢盛中学校の教職員が第一優先だという、そこは変わらないということですね。

○教育長（赤羽郁夫君） 今年の入居状況はどうでしたっけ。

○事務局次長（麻田仁郎君） 松本市のですか。

○教育長（赤羽郁夫君） この5つの教職員住宅の入居状況は。

○事務局次長（麻田仁郎君） 全くゼロです。この規則を改正するということはしていこうということであつたんですけれども、実は問い合わせ等は別件でございまして、松本市が進めております農業に従事する皆さんのIターン・Uターンの関係の事業で、たまたま勤務地が今井地区の農地で勤務するという方がおいでになりまして、そういうところで今井の教職員住宅が近いので貸してもらえないかという引き合いはございました。結局はご遠慮されてしまったのですが、そういったことも今後もしあれば支障がない範囲で認めていきたいと思っていますところでございます。ですので、山形村さん、朝日村さんの事業の中でもし使っていたところがあれば、またお問い合わせいただければありがたいと思っております。

○教育長（赤羽郁夫君） 家賃も幾らという規定がありますがけれども、組合としては、家賃も一応歳入として入るわけですので、ぜひ活用していただけたらと思います。これを機に、またそれぞれの村でこのような機会があつたらお問い合わせいただいて活用していただく方向でというようなことで進められたらというふうに思います。

それでは、報告第6号については報告を受けたことと集約してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

◎報告第7号 いじめの現状と対応について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、続きまして、報告第7号 いじめの現状と対応についてを議題といたします。

それでは、藤田校長先生、お願いいたします。

○中学校長（藤田克彦君） それでは、着座にて報告をさせていただきます。

本校のいじめの現状と対応について報告いたします。

まず、平成29年度に関わって報告させていただきます。

平成29年度、いじめの発生件数は2件でございました。この2件につきまして、本人からの訴えによるいじめの経緯でございますが、1年生の1件は部活中にあった案件で、部活顧問への相談ということです。2年生の1件は学級に関わる点で、学級担任への相談ということでありました。両方とも、様態は悪口、影口を言われたというようなことでございます。

58ページにもありますが、これらの案件にかかわりましては、いじめられた生徒への対応、またいじめた生徒への対応ともに学級担任を中心にしながら学年職員、生徒指導主事または部活動等関係職員等が複数で丁寧に対応させていただいておりまして、保護者の理解のもと、見守り等も進めております。昨年度の案件につきましては一定の解消案件となっておりますが、丁寧な見守りは継続をしているところであります。

また、昨年度の取り組みとしまして、平成26年に作成されました鉢盛中学校いじめ追放宣言を7月並びに11月、年に2回生徒集会において確認またはいじめゼロに向けた取り組み、意思の確認等を進めております。

以上が平成29年度の報告でございますが、57ページでございます近年のいじめ発生件数の推移について若干触れさせていただきます。

発生件数については、25年度から29年度までその表、グラフ等にあることですが、私も振り返ってみる中で1つ感じるのが様態の変化でございます。25から27年度までは、いわゆる冷やかしのほか、たたく、蹴る、暴力とか恐喝といったような深刻ないじめが発生をしておりました。また、平成25年度にはラインでの誹謗中傷というようなこともありましたが、平成27年度、26年度のいじめ追放宣言並びに27年度からの生徒集会等々を通して、内容の変容や発生件数の低下というものが見られております。

また、近年の特徴としましては、1年生の発生率が高いということが特徴でありました。平成27年度の3件につきましては全て1年生で発生、28年度5件につきましては1年生3件、2年生3件ということで、この4年ほどは3年生の発生はございません。ということは、このいじめ追放宣言の繰り返しの振り返りが生徒にも響いているということが思われます。

また、いじめの認知が28年度に増えたことにつきましては、ここは文科省からいじめの定義の改正が出され、それに基づくいじめの認知を職員で共有したことで、生徒の訴えた冷やかしのほか、悪口等々の案件もいじめということで扱ってきたということが背景にございます。

29年度、今年度もそうですが、2カ月に一度のいじめ調査をしながら、そこに出たものを複数で確認、対応する中で、友達のトラブルなのか、いじめなのか、そういうところを複数人で確認しながら、安心した学校生活になるように対応しているところでございます。

今後も、このようないじめ調査といじめ追放宣言後、子供たちが発しやすい雰囲気が出てきたと職員も感じております。そんなことで、相談しやすい関係を引き続き築いていくということとともに、職員のアンテナを高く、感度よくしていきたいということで確認しております。本年度も、年2回のいじめ追放宣言に基づく生徒集会を大事に扱っていくことと、継続的なネットモラルについても同時に扱い、本年度も5月10日に実施しましたが、そういった側面からの予防等も努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君）　ありがとうございました。

今、経年変化、それからその内容の変化等についてもあわせて説明をいただきました。

ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

大森委員、どうぞ。

○委員（大森志保君） 今、校長先生から友達のトラブルなのか、いじめなのかというお話がありました。いじめとカウントされているのか、トラブルとカウントされているのかわかりませんが、2年生の男子1件というのが自分の子供でもあったことです。これも2カ月ごとに匿名でいじめの調査があるらしいのですが、そこにうちの息子が何か少し嫌みたいなことを書いたらしいのです。名前は書いていないけれども、これは誰なんだろう、何を嫌だと言っているということで、担任の先生がすごく気にかけてくれました。授業中にちょっとしたトラブルを発見して、呼んだらやはりそうだったみたいなことを担任の先生から発見してもらったということがあり、いじめに発展する前に学校でよく対応してもらったということがありました。その後、私たちにも連絡が来たので、両親で学校にご挨拶行かせてほしいということ、また直接そのトラブルのあったお友達とお話したいということを学校にお願いしたらその場をつくってくださって、私たち両親がどれだけ自分の息子を大事に育てているんだということを話すことができました。2カ月に1回のいじめ調査は、そういうふうに担任の先生が気にかけてくださるきっかけになった。ありがたいものだと思います。

○中学校長（藤田克彦君） 昨年度関わっておりませんが、調査報告見ると、今おっしゃられた対応経緯はまさにその方法をさせていただいた件になるかと思います。

○教育長（赤羽郁夫君） 親御さんからすると、やはり事が小さいうちに対応していただけるというのが一番ですよね。事が大きくなってこじれてから実はこうでしたと言われると、どうしてももっと早く言ってくれなかったのかと、やはりその思いというのが後々までどうしても残ってしまうので、早期発見、早期対応というのがいじめにとっては一番大事なことです。ぜひ適切に対応していただければと思います。私も鉢盛中学校へ行って、この3年間毎年行って授業を見たりしているんですけれども、1年から3年になるにしたがって、3年生がずっと落ち着いてくるんですよね。これは本当に見事というんですかね。ちょうど今ごろ行ってもそうだと思うんですけれども、1年生はまだ集団がぐちゃぐちゃしていて、2年生、3年生の様子を見に行くと、それはやはり、いじめ追放宣言等もして、そういう落ち着いた学校の雰囲気の中にいたということもあるでしょう。また、4人グループで学び合いつてやっているじゃないですか。あの学び合いの学習方法も子供たちが関係をつくりながら日常の授業をつくっているということで、男女が非常に仲よく、3年生あたりでも男女が仲よく授業をしているんですよね。その姿はね、なかなか普通の中学校へ行くと見られない部分なので、そういう部分でまた、それは日ごろ毎日やっている学習なので、非常に大きな効果なのかなと思っています。また引き続ききめ細かな対応をお願いできたらということを感じます。今、保護者の立場から、大森委員からご発言がありました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長（赤羽郁夫君） ただ、この間も内外教育にも載ったのですけれども、いじめの样態として、例えば恋愛感情で、あの子が好きだ、振られたというのもいじめの部類に入るんじゃないかとかってね、そんなふうになったらいじめというのは際限なくいってしまいますよね。そういうふうにいじめの内容がもう限りなく拡大解釈の一途をたどっているのです、正直学校としても、どこまでがいじめなのか非常に迷うというんですかね。文科省は、いじめは拡大解釈の一途をたどっているようで、正直現場はどこまでいくのだと、私の気に入らないことは全ていじめなのかというような、最終的にはそういうふうに行き着いてしまうみたいな、それが本当に子供たちの幸せにつながっていくのかというあたりは、きちっとどこかでいつでも私たち大人が思っていないといけない部分なのかなと思います。

まさに中学校の多感な時期は、逆に言えば人間関係を一番学ぶ時期で、この時期に、多様な人間関係を学んでももらいたい。そこを何かなかったことにしていくと、結局持ち越して上へ行くだけの話で、高校行ったらうまく人間関係が結ばなくて、高校へ行って不登校になってしまい中退してしまった子もいます。また、大学へ行っても、NHKの朝ラジオで栗原病院の院長さんがずっと朝リレーで講演やっていますけれども、ネット依存になってしまって、それでその番組を聞いていた80歳のおじいさんが、うちの孫がネット依存で、僕はパソコンがないと死んでしまうといってもう泣き叫んでうちで大変な騒ぎだと投稿しておりました。子供たちがこの多感な時期には、ぜひ周りの親や先生たちのフォローの下で、人と人との関わりということを多様に体験しながら生きていくということもやはり大事にしていきたいなとこの頃ラジオを聞いていて本当に思いました。

では、報告第7号については報告を受けたことといたします。

◎報告第8号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

○教育長（赤羽郁夫君） 引き続きまして、「体罰に係る実態把握調査」の結果について。

続いてお願いをいたします。

○中学校長（藤田克彦君） 59ページになります。

平成29年4月から30年2月までの期間を対象として県教委で実施した実態把握調査における本校の結果について報告をいたします。

実施調査の経過につきましては2番をご覧ください。

生徒には、先ほどご説明したいじめと体罰の調査を2カ月に一度定期的に確認をしております。保護者につきましてはこの日程で行いました、その調査結果については3に示してあるとおりでありまして、生徒、保護者、教職員からの回答の範囲で体罰事案はございませんでした。今後の対応につきましては、継続的な把握に努めるとともに、また相談しやすい窓口、人間関係並びに根絶のための教職員の意識化、体制づくりというものを一層進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 体罰がゼロということで把握しているということでもあります。

報告第8号についてはよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 引き続きまたこのようにお願いをします。

◎報告第9号 不登校の現状と対応について

○教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第9号 不登校の現状と対応について報告を、では引き続いて校長先生、お願いをいたします。

○中学校長（藤田克彦君） それでは、お願いをいたします。

では、61、62ページにわたり不登校の現状と対応ということで提示させていただいておりますが、不登校生徒の推移は資料の（1）のとおりであります。平成29年度は、16名の不登校生徒がありました。この内訳につきましては、学年、昨年度1年生5名、2年生5名、3年生6名、計16名でございます。1年生については、今年度の状況とあわせて触れさせていただきます。昨年卒業しました不登校生徒3年生6名につきましては全員進学をいたしました。3名は松本筑摩高校の午前部、それからエクセラン高校へ1名、ウェルネス高校へ1名、そして創造学園の通信制に1名、この計6名それぞれの進路実現を果たし、現在高校生に進んでおります。

3番ですが、不登校生徒数の現状でございます。本年度、5月22日現在ということで、不登校による30日以上欠席生徒は1名です。昨年度も不登校でありました1年生1名が継続しておりますが、この生徒については安曇野市にあるフリースクールひかりの学校にほぼ毎日通って学習を進めております。ここはいわゆる他の施設での出席扱いになりませんので、欠席ということになっております。

それから、62ページにまいりまして、相談室生徒は3年生女子生徒でございますが、1名で、3年の進級を機に所属学級を多くしながらということで、相談室、また特別支援学級、それから現学級、教科等によって学びの場を変えながら毎日登校できております。

それから、中間教室に通っている生徒でございますが、3年生1名です。昨年度からの継続になっております。この生徒も昨年度から引き続き中間教室登校になっております。あと先ほど申し上げました昨年度不登校でありました1年、現2年生の計5名であります。1名は先ほど申し上げましたとおり安曇野のフリースクールに通っております。それから女子生徒が3名おりますが、この女子生徒は全員昨年度よりも登校ができておりまして、それぞれここの5月いっぱい欠席1日、4日、それから9日という状況で、前向きな生活が送れていると思います。そのうち1名は、昨年鎌田中間教室に通っていましたが、今年度学校で頑張るということで退室をいたしました。それから、昨年2年生の生徒につきましては全員男子生徒でありました。2名は今年度ほとんど欠席なく頑張っております。残り3名は、昨

年度と同様の状況でおりますが、それぞれ目標を持った生活ができております。

今年度、現段階は不登校生徒1名という状況ではありますが、松本市でも行っております不登校の予防等の一覧には、現在26名の生徒を挙げて継続的な対応、見守りをしております。その挙げている生徒は、1年生3名、2年生9名、3年生14名、ここは不登校だけでなく、例えば疾病を抱えている生徒でありますとか、いろいろな要因で欠席がある生徒も含めてやっております。また、毎日欠席状況を教務、校長、教頭等で確認をして、連続欠席等への早期対応、また個別の支援会議を持ちながら相談室、特別支援学級、その他放課後等々、個に応じた学びや登校ができるような対応をとり、少しでも生き生きと明るく生活できるような対応をとりたいと思って現在やっております。

不登校に関しましての現状、対応についての報告は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 昨年の不登校生徒についての状況もあわせて報告をいただきました。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 本当に丁寧に対応していただいております。私も例年12月の末にはあかり教室へ行って、中学3年生の面接練習に毎年行っているんですけども、必ず鉢盛の生徒がいて、何人かと面接練習をして、無事合格しましたという手紙を毎年丁寧にあかり教室の千葉先生等のご指導のもとでいただいております。やはり進路をきちんと実現していくということが、彼らの新しい道を開くことというように思っています。

また、これは松本市も同様ですけれども、文科省では不登校は問題行動ではないという見解を示しています。では、どういう施策を乗せてくれるんだと思いますが、我々としては、問題行動ではないけれども、それを彼らのいわゆる学力保障も含めて成長保障ということをも具体的にどういうふうにやっていくのかということになっております。ですので、現実的な対応としては、今までのきめ細かい対応をやっているところですけども、なかなかそこがクリアできない部分があるかなと思っています。5月3日のラジオを聞いていましたら、ちょうど憲法記念日で、憲法のもとで教育を受ける権利というのが保障されているけれども、現実的には不登校の子供たちはその権利を保障されていないではないかというような放送を聞いて、現実的にはかなり難しい問題、人間的な問題ですとかシステムの問題、教育制度の問題も含めて、もっと別の方法で本当に不登校の子たちの学力保障や教育を受ける権利の保障をしていかなければいけないということを思っています。そういう課題とも常に向き合っていかなければいけないかなというふうに思います。

また、各市村でもそれぞれの対応をなさっていることと思いますので、またどこかで情報交換等でできればありがたいと思っています。小学校の子供たちが鉢盛中にお世話になっているということですので、小・中の連続性ということも、大きく見れば、例えば幼・保・小・中というふうにして、どういうふう子供たちの成長を保障していくかという中に不登校の問題は必ず関わってくると思いますので、また議題にできたらと思っています。

それでは、報告第9号については報告を受けたことと集約をさせていただきます。

◎その他

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、以上で予定されていた案件は終わりますけれども、全体を通して何かありますでしょうか。
- 委員（大森志保君） 今井の通学路について、道路のぼこぼこしていたところを直していただいたんですが、1カ所だけしか直してもらえていなかったんです。下校時の下り坂の横に川があるんですけれども、その川がすごい開いた川なんです。自転車で通ると、車とのすれ違いで避けるのにすごく怖いらしいのです。その川に落ちることも毎年ありますし、今年は荷物が川に落ちてしまったということがあったそうです。川が怖いというのを何人かから聞いていまして、それで松本市に意見を上げさせていただいたらしいんですけれども、そうしたら過保護だと言われてしまったみたいでした。過保護と言われたら、すいませんという感じだったんですけれども、車が通らなければ道路寄りに下っていけばいいんですけれども、車が来てしまうと避けるために川に寄っちゃうと怖いというのがあるということなんです。
- 教育長（赤羽郁夫君） 道路のぼこぼこについては、維持課ですぐ対応してもらえますよね。
- 委員（大森志保君） 過保護だって言われたって。
- 教育長（赤羽郁夫君） ちょっとまた終わった後に。
- 事務局次長（麻田仁郎君） 確認します。
- 教育長（赤羽郁夫君） また、事務局で確認をしていただきたいと思います。
- 委員（大森志保君） こっち直したんだけど、ぼこぼこしているのは反対なんですけれども、ちゃんと見てくれて直していただけたのかなというのがありました。
- 教育長（赤羽郁夫君） わかりました。学区がとても広いので大変ですが、やはり子供の通学路の安全というのはやはり優先的に考えていかななくてはいけないと思います。
- 委員（大森志保君） 川に毎年落ちて、私も自分の子が言っていたり、何回か落ちた話は聞いていたりするんです。こんな話していいのかわからないんですけれども、その落ちた時には、仲間がみんな来てくれてその自転車を持ち上げてくれたとか、そういう話を聞くと、仲間の結束というか、そういうのはすごいうれしいと思うんです。
- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、またそういうお気づきの点がありましたらお話しいただければというふうに思います。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

◎閉 会

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、以上で第1回の定例教育委員会を終了します。ありがとうございました。

会議録調整職員

松本市・山形村・朝日村中学校組合主事（松本市教育委員会学校教育課主事） 深澤 亮平

平成30年6月1日

教 育 長 赤 羽 郁 夫

署名委員 根 橋 範 男

署名委員 大 森 志 保